

東京女子学園清香会会則

昭和23年05月01日	施行
昭和26年05月01日	改正
平成3年10月01日	改正
平成14年11月17日	改正
令和2年11月27日	改正
令和7年12月20日	改正

第1章 総則

第1条 本会は東京女子学園清香会と称する。

第2条 本会の事務所は学校法人東京女子学園内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を深め、教養を高めるとともに、母校の発展のために協力することを目的とする

第4条 本会は前条にあげた目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は下記の者で組織する。

(1) 正会員 学校法人東京女子学園経営の東京女子学園高等学校の卒業生。

(2) 特別会員 学校法人東京女子学園の現教職員及び旧教職員。

第4章 役員及びその選出

第6条 本会に下記の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 2名 (4) 会計監査 2名

(5) 常任幹事 若干名 (6) 幹事 若干名 (7) 事務局員 若干名

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

(1) 会長は総会において正会員の中より選出する。

(2) 副会長は常任幹事の中より選出する。

(3) 常任幹事は幹事の中より選出する。

(4) 事務局員は原則卒業生教職員とし、会長が委嘱する。

(5) 幹事は原則として卒業年度の生徒会役員、各クラス2名選出とする。

(6) 会計は正会員の中より選出する。

(7) 会計監査は正会員の中より選出する。

第8条 役員の任期は総会決議後4年とする。但し再任を防げない。

第9条 必要に応じて相談役といった役職者を常任幹事会承認後、置くことができる。

第5章 役員の任務

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は、適宜に会長職務を代行する。
- (3) 事務局員は庶務事務及び会員との諸連絡の実務を執行するにあたり、会長・副会長への報告相談を行い、常に状況を共有する。
- (4) 会計監査は本会の事業及び会計を監査する。

第6章 会議

第11条 本会の会議は定時総会・臨時総会・常任幹事会及び幹事会とする。

- (1) 定時総会は正会員及び特別会員により成立し、毎年10月末までに開き決算報告・事業報告をし、新年度事業計画及び予算その他重要事項を審議する。
- (2) 総会（定時・臨時）は会長がこれを招集し、議長は出席会員の互選とする。
- (3) 臨時総会は次の場合、会長はこれを招集する。
 - (イ) 会長がこれを必要と認めた場合。
 - (ロ) 会員の三分の二以上の要請があった場合。
- (4) 常任幹事会及び幹事会は会長がこれを招集し、議長として必要事項を審議する。
- (5) 会議の議決は出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 会計及び会費

第12条 (1) 本会の経費は入会金・年会費並びに寄付金を以てこれに充てる。

(2) 入会金及び年会費の金額は、別途幹事会の承認を経て会長がこれを決定する。

第13条 本会に納めた会費その他は事由のいかに拘らず返還しない。

第14条 本会会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする

第8章 退会、除名その他

第15条 会員はその住所、氏名等に変更があった場合速やかに本会に届けなければならない。

第16条 会員の退会、除名は幹事会の承認を経て会長が決定する。

第17条 会員は幹事会の承認を経て必要な地に、本会の支部を置くことができる。

第9章 補則

第18条 本会則の改廃は総会の議により決定する。

第19条 本会則の細則は幹事会の承認を経て別に定める。

第20条 本会則は令和7年12月20日より施行する。